

## 高齢者保健福祉計画と 第3期介護保険事業計画

# これから迎える 超高齢社会——。 安心して健やかに 暮らせるまちを 築くために



高齢者が安心して健やかに暮らし続けられるまちを実現するため、3月に「高齢者保健福祉計画」および「第3期介護保険事業計画」を策定しました。高齢者の生きがい、健康づくり、介護予防、在宅支援のための施策や介護保険サービス、介護保険料などを定めた、平成18年度から20年度までの3カ年計画です。

## 市民の声を生かした事業計画

被保険者の意見が反映した介護保険事業計画、市民の意見を踏まえた高齢者の保健福祉計画を実現させるため、市では、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、公募による市民が参加した「石狩市介護保険事業計画等作成委員会」を設置。計6回の審議を重ねた結果、石狩市高齢者保健福祉計画と第3期介護保険事業計画を策定しました。

### ● 高齢者保健福祉計画

元気な高齢者や自立して生活するには不安のある高齢者など、すべての高齢者を視野に入れた高齢者のための施策全般にわたる計画です。

### ● 介護保険事業計画

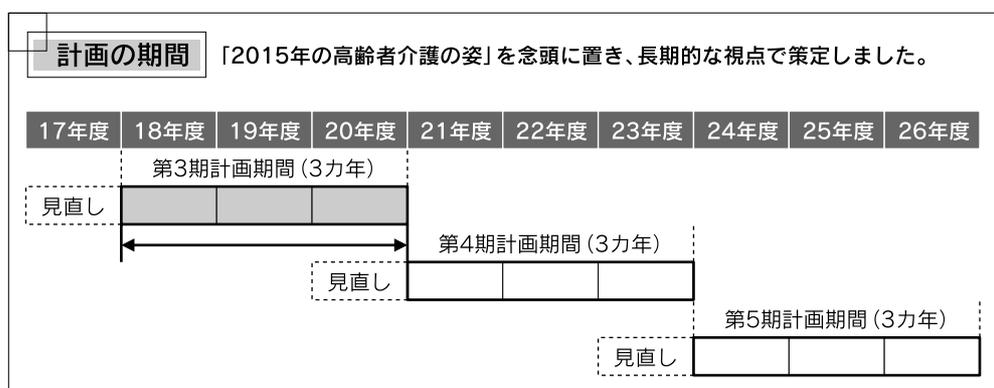
介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを十分に利用できるよう、サービスの量の見込みやサービスの内容の円滑な提供を図るための事業などについて定めるものです。また、この計画は介護保険料の算定基礎となります。

### 『説明会等を開催します』

第3期介護保険事業計画について説明会や講座などを希望の方（およそ5人以上から）は、介護保険課または福祉総務課へお気軽に問い合わせください。

### 計画書の 閲覧方法

石狩市ホームページ、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、1階福祉総務課、りんくる、図書館、各出張所、各支所で閲覧できます。



# 介護保険制度が見直されます

介護保険制度がスタートしてから今年で6年目を迎えます。現在、サービスを利用される方は全国で330万人に及び、制度開始当時に比べて約2倍に増えています。こうした現状を受け、国は制度の持続可能性を高めていくためにも大幅な改正に取り組みました。

## ① 介護予防の推進

要介護状態となる前の段階から、継続的で効果的な介護予防サービスを実施することにより生活機能の低下を予防し、要介護状態とならないよう努めることに重点をおきます。

## ② 新しい要介護度の創設

今までの要介護1の方を2つの段階に分けて比較的軽度の方を要支援2という段階として、下記③の新予防給付の対象とするものです(現在、要介護度1の方がどちらの段階に属するかという判定は、4月に要介護度の更新を迎える方から順次行っていきます)。

## ③ 新予防給付(創設)

要支援1・2の方を対象に介護予防に関するサービスを実施します。

## 制度の見直し6つのポイント

## ④ 地域密着型サービス(創設)

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加などを踏まえ、住み慣れた地域での生活を続けられるようにするための各種サービス(グループホームなど)を実施します。

## ⑤ 保険料(65歳以上)

左記介護予防に関する事業等の実施や、対象となる要介護の方が増えることなどにより保険料が現行の3,800円から4,200円に変更となります。なお、広報6月号では(税制改正に伴う激変緩和措置を含めた)所得段階別の保険料を掲載予定です。

## ⑥ 地域支援事業(創設)

上記介護予防の視点から、虚弱な高齢者や一般の高齢者を対象に「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」など要介護状態とならないように努める事業を実施します。

## 地域包括支援センター

高齢者とその家族が地域で安心して生活できるよう、さまざまな相談ができる拠点となる場所です。介護予防、高齢者虐待、成年後見制度など、介護保険以外の相談もお気軽にお寄せください。電話や来所相談だけでなく、自宅への訪問も行います。

### ●総合相談・支援事業

介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を活用し、高齢者とその家族の相談を受け、適切なサービスや支援が受けられるようにお手伝いします。

### ●権利擁護、虐待防止・早期発見

認知症等の方の保護や虐待の防止・早期発見に努め、高齢者が尊厳ある生活を送れるようお手伝いします。

### ●介護予防マネジメント事業

本人が自分でできることを一緒に考え、本人の主眼的な活動と参加意欲を高めることを目指し、効果的な介護予防サービスが適切に提供されるように調整します。

### ●包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が適切なサービスを継続して利用できるように、地域の医療機関や施設などと常に協力・連携していきます。

4月から取り扱い・申請方法が変わります

## 福祉用具の購入と住宅改修

☎介護保険課

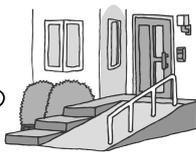
### ○福祉用具の購入

今まではどこでも購入できましたが、北海道が指定した事業者の中から選択し購入することになります。



### ○住宅改修

工事を始める前に、事前の申請が必要になります。



石狩市花川北地域包括支援センター	
花川北6-1りんくる内	☎75-6677
石狩市地域包括支援センターホットライン21	
花川南7-5-2	☎72-1121
石狩市厚田地域包括支援センター	
厚田区厚田45-5厚田保健センター内	☎78-1030
石狩市浜益地域包括支援センター	
浜益区浜益2-4高齢者生活福祉センター内	☎79-5111